

# APNIC36で予定されている アドレスポリシーに関する議論

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)

IP事業部 奥谷泉



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

# アドレスポリシーSIGのアジェンダ

## □ 提案: 3点

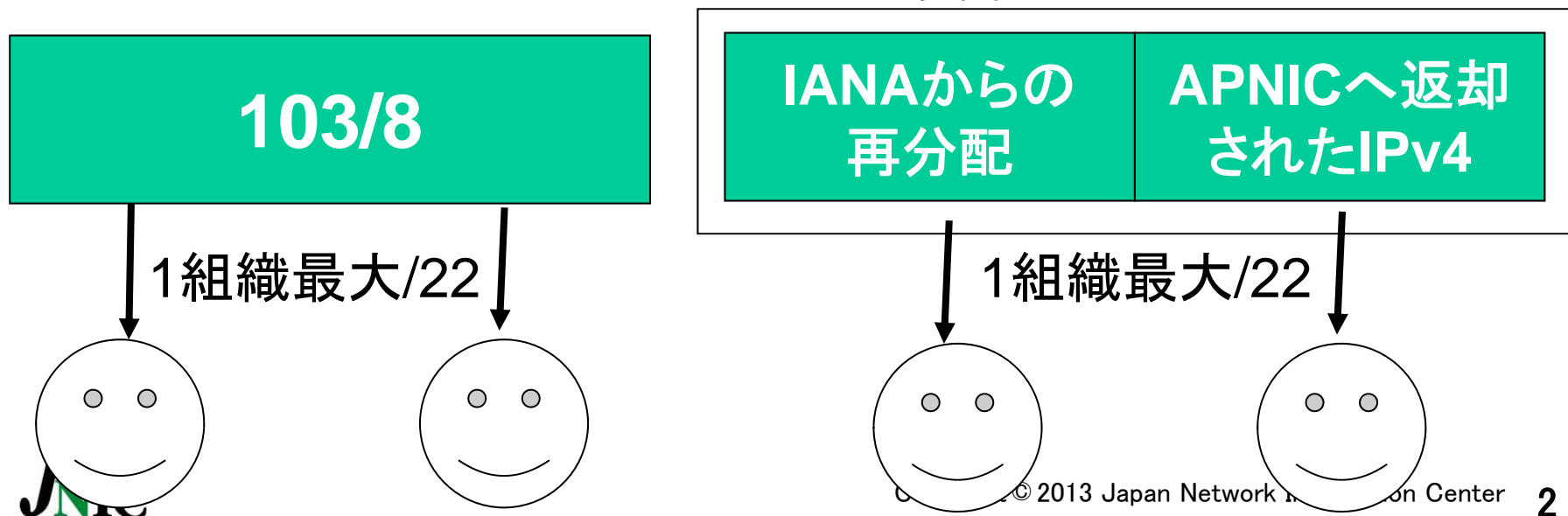
トピック	提案	ステータス
プロセス	prop-108 : Suggested changes to the APNIC Policy Development Process	新規
AS	prop-107: AS number transfer policy proposal	新規
IPv4	prop-105: Distribution of returned IPv4 address (Modification of prop-088)	APNIC35 ～継続議論

## □ ディスカッション: 2点

トピック	ディスカッション
プロセス	Proposed changes to SIG Guidelines for discussion
IPv4	Proposed Informational Presentation on Market Leasing

# prop-105: 返却されたIPv4アドレスの分配

- 提案者: JP IPv4アドレス割り振り検討チーム
- 提案概要
  - IANAからの再配分、返却アドレスを最後の/8ポリシー在庫に補充せず、別途以下の基準に基づき分配する
    - 103/8ブロックからの分配を受けており、IPv4アドレスを必要とする事業者には、返却アドレス最大で/22の分配を認める
    - 分配基準は最後の/8ポリシーと同じとする
    - 103/8からの分配ポリシーは現状通り変更しない



# これまでの議論

---

## □ APNIC35

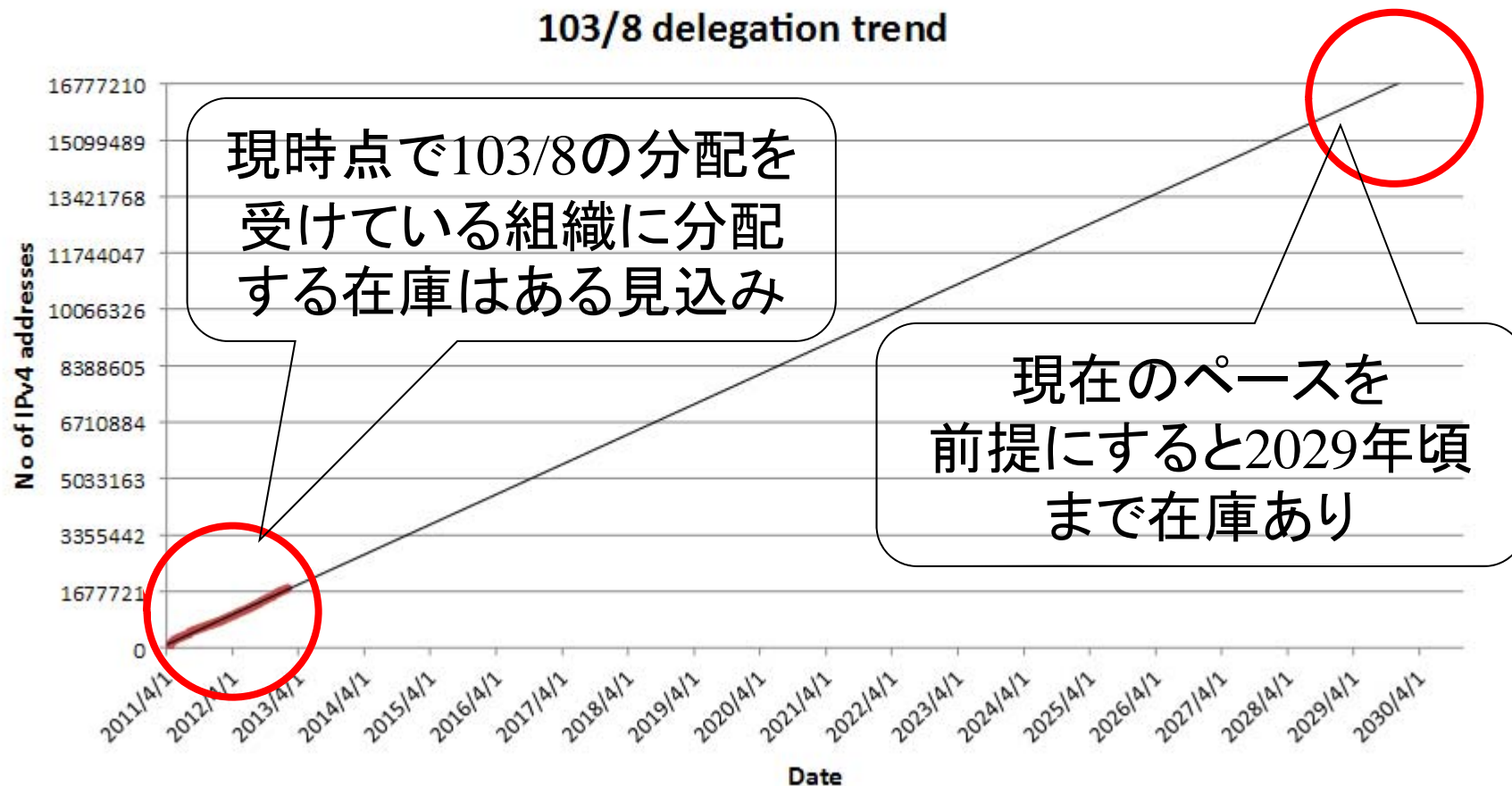
- APNIC会員全員に分配できる在庫が確保できるのか
- 本ポリシー適用後返却されたIPv4の扱いはどうなるのか

## □ APNIC36の提案への反映点

- 現時点で103/8在庫からの分配を受けている組織に分配する在庫はある見込み
- 今後返却/IANAから再分配されたアドレスは、この用途のために補充する

# 103/8在庫の分配状況

## 103/8 Delegation



# APNICフォーラムでの議論の状況

---

- APNICのPolicy SIGMLでは総論賛成意見が3件
- このうち、すでに大きな割り振りを受けている組織には制限を加えるべきではとのコメントもある

# prop-107: AS番号の移転提案

---

## □ 提案者

- 藤崎智宏

## □ 概要

- IPv4アドレスと同様、AS番号の移転も認めること
  - 分配済AS番号の効率利用につながり、IPv4とあわせてAS番号の移転も行いたいとの要望にも対応できる。
- また、移転相手のRIRが同様のポリシーしている前提で、RIR地域間のAS番号の移転も認めるとする
  - 他RIRではARIN地域が、AS番号の移転ポリシーを施行
  - ARIN地域内に閉じたAS番号の移転ポリシーであり、他RIRとの移転ポリシーは現時点では施行していない。

APNICのPolicy SIG メーリングリストでのコメントは  
現時点(2013年8月15日)では確認されていない

# prop-108 : APNICにおけるポリシー策定プロセスの変更

---

## □ 提案者:

- Dean Pemberton、奥谷泉

## □ 概要:

- APNICのポリシー策定プロセスで以下3点変更を提案

- ① Chair/Co-ChairによるPolicy SIGでのコンセンサスの判断は、提案の議論直後ではなく、Policy SIGセッション終了までに判断を行えばよいとする
- ② Policy SIGセッションでのコンセンサス確認に加え、APNIC総会で再度挙手による提案への支持確認を行っているが、APNIC総会での確認は不要とする
- ③ メーリングリストでのコンセンサスの最終確認期間を最低2週間とし、Chairの判断で最大8週間まで延長可能とする(現在は8週間)



# APNICフォーラムでの議論の状況

---

- APNIC総会での支持確認を取り除くことに反対する意見が1件表明されている
  - 総会はAPNIC会員の意思を確認する場
  - Policy SIGでの結論を再確認し、認識を共有する機能も果たしているように思う

# ディスカッション1: SIGガイドラインの変更

---

## □ SIGの休眠と活動再開のプロセスを定義

- SIGはポリシー提案を議論することが主な機能のひとつだが、提案が行われないSIGもある
- 提案のないSIGは、SIGとして活動を継続するべきか検討する機会があるべきではないか

□ ガイドライン文書の変更であるため、提案ではないが、現在存在するSIGで(NIR SIG、Policy SIG)で議論、支持が確認された文書に反映

# SIGの休眠と活動再開プロセス案

## □ SIGの休眠

- APNICミーティングにおいて3回連続がない場合、以下いずれかの対応について、コミュニティの支持を確認する
  - A) SIGのフォーマットではないが、同じテーマでセッションを継続する
  - B) SIGを休眠化する 停止ではなく、休眠の形式をとることにより、活動の再開を容易にする

## □ SIGの活動再開

- SIGのMLに、提案が提出され、内容がSIGのトピックとして適切だと判断された場合、SIGは活動を再開する
- 内容適正の判断は、休眠時のSIG Chair/Co-Chairが行う

APNICのPolicy SIG メーリングリストでのコメントは現時点(2013年8月15日)では確認されていない

## ディスカッション2: IPv4アドレスのリース について

- IPv4アドレスをリースするサービスを提供するブローカーが存在することが確認されている
- これを踏まえて、APNICポリシーで対応が必要であるのか、コミュニティと議論をするため、APNIC事務局より発表が行われる予定
- 現在、実在が確認されている「リース」のサービスは、実質的には分割払いであり、支払いが完了するまでリースの扱いとなるとのこと

APNICのPolicy SIG メーリングリストでのコメントは現時点(2013年8月15日)では確認されていない

ただし、リースという名目でポリシーを変更することに懸念を示す意見も個別に聞いている

# Q&A

---

